

ベトナム土地法にみる農地使用権とその特徴

— 二〇〇三年土地法の改正点をめぐって —

大塚直樹

はじめに

ベトナムの新土地法（正式名称は二〇〇三年土地法。以下、〇三年土地法とする）は、二〇〇三年十一月二六日に第十一期第四回国会で可決され、二〇〇四年七月一日に施行された。〇三年土地法の公布は、一九七六年の南北統一以降、一九八七年、一九九三年に続き、三回目にあたる。一九九三年改正土地法は、一九九八年および二〇〇一年にそれぞれ補足・修正されている（以下、この補足・修正法を九三年土地法と呼ぶ）。

本稿は、このような変遷をへたベトナム土地法、特に農地使用権の法制度的な変化に着目し、共産党・政府の政治的な意図および国家と生産者との関係の特徴を明らかにす

ることを目的とする。本稿において、農地使用権を対象とする理由としては、近年、（土地）所有概念に関する研究が注目されつつあることが挙げられる。

たとえば、杉島は「歴史のもつれあい」という概念に着目し、具体的な歴史的過程に注目しつつ、土地問題にみられる現実的な多様さ、複雑さ、不確定さを指摘している。「杉島 一九九九」。杉島の指摘は、近代的土地所有という概念が非欧米社会における土地に関する概念との二項対立的な分析枠組みを導きだしてしまふこと、二分法的な分析枠組みによって、現実から乖離した本質的なモデルを提示してしまう可能性があることを示唆している。また三浦らは、比較史の視点から歴史を異なる原理や文化のもつれ合いのプロセスとして生成的に把握しようとし、一つの論点と

ベトナム土地法にみる農地使用権とその特徴（大塚）

して所有を取り上げている「三浦ほか編 二〇〇四」。この研究の背景には、所有をめぐる議論、特に歴史的発展段階の観念が懷疑的に扱われるようになったこと、発展段階論という枠組みをはずした視座が要求されていることがある。

さらに所有概念に関する問題は、それを制度としてどのように運用するのか、くわえてその制度（法）が実際に施行される場面、つまり地域社会におけるさまざまな制度の取り入れプロセスにも関連する。この制度と人びとが生活する空間とのかかわりという点では、日常の実践の概念に基づいて、行為や語りなどの知識によって作り上げられていく社会的世界に注目した研究「田辺・松田編 二〇〇二」、人びとの実践を戦略と戦術の概念区分に基づき理解しようとする試み「ド・セルトー 一九八七」などが挙げられる。

ベトナムの農地使用権に関しては、これまで断片的にしか研究されていないが、土地法にみられる土地に関する権利を所有権とほぼ同義で用いている研究が多い「たとえば、村野 一九九六、出井 二〇〇四など」。確かに土地法の規定をみると、個人や世帯の享受する土地に関する権利は所有権のようにもみえる。では、なぜ土地法において所有権として規定されていないのであろうか。また所有権とは

どのような相違点があるのだろうか。本稿では、この点に着目しつつ、土地法の変遷のプロセスを検討し、そのなかで党・政府の政治的意図やそこに散見される国家と生産者の相互の関係を検討する。

また土地法を分析することで、筆者は今後のフィールド調査における着眼点を示したいと考えている。したがって本稿は、法制度そのものの解釈を問題とするわけではなく、ナショナルなレベルの制度が地域社会のなかで取り入れられると同時にそれが地方政府や村落レベルで解釈され、操作されることでローカリテイが形作られていくプロセスを説明するための予備的な考察として位置づけられる。以下、本稿では党・政府の土地政策を概観し、〇三年土地法を内容の確認および前法との比較検討の手順で考察を進める。

一、第九期共産党任期以降の農業・農村政策

（一）農業・農村の工業化・近代化政策

はじめに、ベトナム共産党大会の位置づけに関して検討してみよう。この共産党の大会は、五年に一度開催され、「党に具体的な方向性を与える最高機関」（党条例九条二項）と位置づけられている。党大会の主要な役割として、以下の四点が挙げられている（党条例十五条二項）。それぞれ、前大会以降の国家運営や党活動の評価、今後五年間（十年

間)の国家運営や党活動の路線・政策の提示、中央執行委員の選出、政治綱領および党条例の改定、である。

第九回大会文献を具体的な例にとると、同大会では、第一に、第八期中央執行委員による報告、第二に、政治報告、第三に、二〇〇一〜二〇一〇年までの社会経済発展戦略、第四に、社会経済五カ年計画(二〇〇一〜二〇〇五年)の方向と任務、の計四点が議題として挙げられ、議決された[DCSVN 2001⁽³⁾]。

社会主義共和国建設後の党大会を中心としたベトナム党・政府の政策は、社会主義的な改造路線からドイモイに代表される改革開放路線へと変遷してきた。そのなかで、第九党任期では、改革開放路線にともなう経済安定化からよりダイナミックな経済発展を求めた工業化・近代化路線の継続が提唱された⁽⁴⁾。ここでは、二〇二〇年までに工業国の仲間入りをする⁽⁵⁾こと、社会主義志向の市場経済化を目指す⁽⁶⁾こと、が強調されている。社会主義志向の市場経済とは、「社会主義を志向し、国家の管理下の市場メカニズムにしたがった多セクター経済」[DCSVN 2001: 86]と定義されている。

農業・農村分野でも、同様に工業化・近代化路線が提唱されている。党・政府は、一九八〇年代初頭から社会主義的な農業集団化に対して譲歩の姿勢を示し、最終生産物請

負制を採用した(一九八一年の書記局一〇〇指示)。その後、直接生産者を生産単位として容認した一九八八年の政治局十号決議により、農業经济管理の改革を試みた。党・政府は、その改革の成果を積極的に評価し、現在では、農業・農村の工業化・近代化路線を提唱している⁽⁷⁾。

図一は、第九党任期中の農業・農村の工業化・近代化の概略を示している。ここでは、党指導部が意図する農業・農村の発展の方向性をみてみよう。この政策には、二つのプロセスがある。第一に、農業に関しては、大規模な商品作物生産を奨励することで、土地生産性および労働生産性を向上させる、第二に、農村地域では、農産物加工業や労働集約型の工業を誘致し、雇用の創出をはかる、である。そしてこの二つのプロセスは相互に関連している。つまり、商品作物生産により、農村工業に原材料を供給し、逆に農村工業から市場を提供する。さらに、土地および労働生産性が向上した農業生産は、余剰労働力を生み出すことで、農村工業への労働力の供給源となる。同時に、従来からの農村の余剰労働力も、農村工業部門へと吸収される。

この二つの工業化・近代化プロセスに必要とされるのは、農業分野では農業の機械化、水利灌漑の実施、科学技術の応用の三点、農村工業化では電化、インフラ整備、適切な開発計画の三点である。工業化・近代化を目指す一連の政

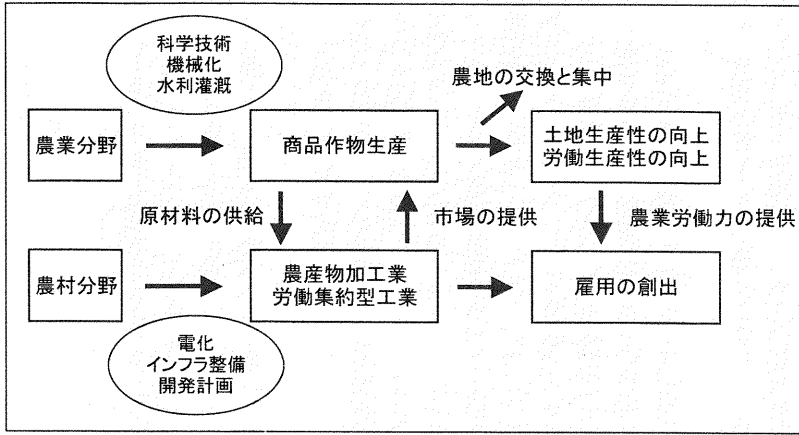


図1 ベトナム共産党による農業・農村の工業化・近代化政策の概略図
出所:DCSVN[2001, 2002]

策により、党・政府は、農業・農村の経済構造を変革し、農業依存型から農業・工業・サービス業のバランスがとれた経済への転換を目指している。このような路線は、先の第十回党大会にも引き継がれている [DCSVN 2006]。

生産規模のより大きな農業を営むためには、当然、農地の集積・集中が必要とされる。そして、農地の効率的な利用を促進するためには、党・政府による土地政策の整備が急務とされる。そこで、次節では、そのような土地関連政策について検討する。

(2) 土地関連政策

党中央は、大規模な商品作物生産を目指し、まず農地の交換分合 (don dien, doi thua) を奨励した。この農地の交換分合は、一九九〇年代末から、党・政府によって主張されていた [Tam Mai Lan 2001: 73]。第九期第五回中央執行委員会 (中執委) の議決では、党の農地の交換分合の主張を継承して、「農地の交換分合を農民に推奨し、その条件を整備する」という文面が採用された [DCSVN 2002: 187]。

ベトナムでは、それぞれの生産者の保有する耕地が非常に細分化、分散化している。改革開放政策以降、個別の生産者が農業経営の主体であることが法律で保障された。経

営主体が農業協同組合から個人に移行することで、農地の細分化や分散的な保有は、それぞれの生産者の農業経営にとって非効率的な要素も含むことになった。特に、北部地域では、農地の細分化が顕著であり、農業生産の発展のために、この現状を解消することが求められた。

また、過度の細分化は、地籍図上の位置の確定を困難にし、結果として農地使用権の発券を遅らせた。さらにこのような現況は、農地（使用権）の賃貸や相続という面でも多くの問題点を露呈した [Lam Mai Lan 2001: 73-74]。メコンデルタ地域を中心とした南部では、相対的に細分化が進展していないものの、相続や売買などにより分散的な土地保有の状況がみられた [cf. Otsuka 2003 など]。

このような現状を打開するため、党中央指導部は農業生産の効率化を図る交換分合の政策を提唱し、各生産者の農地を一定の区画に集中させようとした。それにもない、土地法の改正が検討され始め、第九・七中執委では、土地法の改正に関する基本路線が提示された。ドイモイ以降の初期の農業・農村政策が経営主体をめぐる改革であったとすれば、近年の農業政策の焦点は、農業生産の構造改革に移行したと捉えることができる。そこで次章では、〇三年土地法の概要とそこにみられる農地使用権に関して検討する。

二、〇三年土地法にみる農地使用権の位置づけ

（一）国家の役割と土地使用者

まず、表一を参考にしながら、〇三年土地法の概要をみてみよう。同法は、総則および施行条項を含め、全七章、一四六条からなる。具体的な内容である二章から六章のタイトルをみると、土地に対する国家の権利と国家管理（二章）、各種土地に関する使用制度（三章）、土地使用者の権利と義務（四章）、土地の使用管理に関する行政手続き（五章）、監察、土地に関する争いの解決、訴訟、告訴と土地違反処理（六章）から構成されている。したがって、まず土地に関する国家の権利および国家管理とその方法を明確化した後に、土地使用者の権利と義務を定めていることがわかる。

まず、国家の役割については、「土地は、国家が所有主の代理となることによる、全人民所有に属する」（五条）と規定される。また別の箇所では、「国家は土地に関する所有主の代理権および国家的統一管理を実現する」（七条）とある。さらに、「国家は、土地の付与ないし貸与を通じて土地使用者に対して土地使用権を付与する」（五条）と規定されている。したがって、国家は土地の全人民所有の代理人であり、統一的な管理を通じて、さまざま権利を行

表1 ベトナムの土地法の比較

		1993年(1998年、2001年に補足・修正)		1998年の補足・修正		01年の補足・修正		2003年	
章	項目	条		章		章		項目	条 ¹⁾
		タイトル		補足・修正	補足・修正	総則	タイトル		
1	総則	-	1~12	1	1, 3	1	12	-	1~15
2	土地に関する国家管理	-	13~41	2	19, 20, 22	2	16, 18, 19, 23, 24, 27, 31, 36	1 行政区分書類の作成・管理と各種地図 2 土地使用計画とその詳細 3 土地の交付、貸与、使用目的の変更 4 土地の収用 5 土地管理権の登記、土地台帳の作成・管理、土地使用権証書の発給、統計、土地に関する財政と土地価格 6 不動産市場における土地の用途 7 不動産市場における土地の用途 8 土地管理機関の組織	16~20 21~30 31~37 38~45 46~53 54~60 61~63 64~65 66~69 70~82 83~102 103~104
3	各種土地に関する使用制度	1 農地・林業地 2 農村居住区 3 都市用地 4 特別使用地 5 未使用地	42~51 52~54 55~61 62~71 72					3 各種土地に関する使用制度	66~69 70~82 83~102 103~104
4	土地使用者の権利と義務	-	73~79	4	78	4	78	4 土地使用者の権利と義務	105~108 109~112 113~116 117~121 122~131
5	外国の組織、個人、国際的な組織の賃貸に関する規定	-	80~84			5	80	5 土地の使用、管理に関する行政手続き	132~134 135~139 140~144 145~146
6	違反の処理	-	85~87					6 監察、土地に関する争いの解決、訴訟と土地法違反の処理	132~134 135~139 140~144 145~146
7	施行条項	-	88~89					7 施行条項	132~134 135~139 140~144 145~146

注1) 各条項にはそれぞれタイトルが付されている。

出所：Luat dat dai (da duoc sua doi, bo suang nam 1998 va nam 2001), Luat dat dai nam 2003.

ベトナム土地法にみる農地使用権とその特徴（大塚）

使できるといえよう。⁽²⁾

国家の具体的な権利とは、土地使用計画に基づく使用目的の決定、土地使用面積の上限設定および使用期間の設定、土地の付与・貸与および土地の使用目的変更の許可、土地価格の決定などである。つまり、全人民所有を介して結びつく国家と土地使用者という構図がみてとれる。そこで、次節では、その土地使用者の権利と義務について検討する。

(2) 農地とその使用権

農地は、一年生作物栽培地・飼料用草地、多年生作物栽培地、林業用地、防護林地、特別使用林地、水産養殖地、製塩用地、その他政府が定めた農地の八つに分類されている(十三条)。これらの農地は、さらに個人・世帯が使用可能な農地の上限面積の分類などから、一年生作物栽培地・水産養殖地・製塩用地、多年生作物栽培地、防護林・林業用地の大きく三つに分けられる。三つの分類にみられる農地の使用可能な面積の上限は、一年生作物栽培地・水産養殖地・製塩用地では、それぞれ三ヘクタール、多年生作物栽培地では、平野部が十ヘクタール、平原・山岳部が三〇ヘクタール、防護林・林業用地では、それぞれ三〇ヘクタールとなっている。

また、一年生作物栽培地・水産養殖地・製塩用地を同時

に組み合わせる場合、上限面積が五ヘクタールとなり、さらに、そこに多年生作物栽培地を組み合わせる場合には、多年生作物栽培面積の上限が平野部で五ヘクタール、平原・山岳部で二五ヘクタールとなっている。同様に、林業用地を組み合わせる場合には、同上限面積が二五ヘクタールと規定されている(七〇条)。

ただし、個人や世帯に対する農地の使用可能な面積の上限を、「政府が農地の種類ごと、地方ごとに具体的に定める」としている。つまり、この使用面積の制限は、あくまで目安として規定されていると考えられる。さらに、「貸与を望む、ないし付与面積の上限を超えて土地使用を望む土地使用者に対して、借地料を支払うことで国家が土地を貸与する(三五条など)」としていることから、もし上記の上限を超えて農地を使用する必要がある場合には、国家に対して借地料を支払うことで耕作面積の拡大が可能になる。ここからも農地の使用面積の制限は、柔軟性をもつ規定であることがわかる。

これらの土地の使用期間は、一年生作物栽培地・水産養殖地・製塩用地が二〇年、多年生作物栽培地および林業用地が五〇年となっている(六七条)。また、この使用期限が過ぎた場合でも、土地法に反した行為をしていない限り、継続的な使用が可能となっている。

ベトナム土地法にみる農地使用権とその特徴（大塚）

次に、土地使用者の権利についてみてみよう。基本的な権利としては、土地使用権証書を受給できること、土地に投下した労働および投資からの利益を享受できること、国家による農地整備事業の利益を受けられること、などが挙げられる（一〇五条）。このような権利は、国家から土地を貸与された者にも認められている。

また、土地使用者は、自らが所有する土地使用権に関して、交換、譲渡、賃貸、相続、贈与、使用権に基づく抵当や保証、および使用権を他の使用者や組織への出資分にする権利を有する（一〇六、一一三条など）。さらに、土地法の土地収用規定に従い国家に土地を収用されたときに補償を受ける権利もある（一〇二条）。なお、以上の権利は、国家から土地を貸与された者には認められていない。

このようにみると、土地使用者は、土地法を遵守し、国家を全人民所有の代理として認め、相互に関係を結ぶ限りにおいて、農地使用権を享受でき、交換、譲渡などによって使用権を財として移転することが可能となる。さらに、使用可能な土地面積の上限規定に柔軟性があるため、土地使用者が生計戦略に基づいた経営拡大や経営の多角化を試行する余地が残されている。〇三年土地法にみられる特徴は、前法である九三年土地法との比較からより明確になる。具体的に、どのような点が改正されているのか、次章で検

討してみよう。

三、九三年土地法との比較

（一）主要な改正点

九三年土地法との比較から〇三年土地法の主要な改正点を確認しよう（表一）。第一に、各条項がより具体的になったことが挙げられる。九三年土地法では、一部を除き、章レベルにしか付与されていなかったタイトルが、〇三年土地法ではすべての条項にまで付けられている。九三年土地法では、その法規定の曖昧さがすでに指摘されていた [Pham Huu Nghi 2002]。各条項へのタイトル付与は、曖昧な法規定という指摘に対する党・政府の対応の一つと捉えることができる。これは、〇三年土地法の四条にて、これまでみられなかった同法文書中の用語解説が行われている点からもうかがえる。

第二に、土地分類が変更された。九三年土地法では、土地は農地・林業地、農村居住区、都市用地、特別使用地、未使用地に分類されていたのに対して、〇三年土地法では、農地、非農地、未使用地というカテゴリーに再編された。言い換えれば、土地の大分類が「農村と都市」から「農地と非農地」へと転換したとみることができると。この背景には、これまで不完全であった都市および農村部における宅

地への使用権の交付が徐々に進み、居住地ないし非農地という大分類が可能になったこと、党・政府が社会主義的なイデオロギーより、現実的な分類を重視したことなどが挙げられる。なお、九三年土地法にみられる特別使用地とは、道路・水路網、公共施設、軍事施設などの建設目的で使用される土地を指している。これら土地は、○三年土地法では、すべて非農地の項に下位分類されている。

第三に、九三年土地法の「外国の組織、個人、国際的な組織の賃貸に関する規定」(五章)が、○三年土地法では「土地使用者の権利と義務」(四章四項)へと編入された。これは、外国人や越僑とも呼ばれる海外定住ベトナム人を、少なくとも法律的に同等とみなすことで、外資導入を容易にしようとする党・政府の意図の現われであろう。また、○三年土地法では、「土地の使用・管理に関する行政手続き」(五章)を、章として独立させており、土地使用権の交付や移転に対する行政の役割を明確化し、その手続きを簡易化している。

以上から、○三年土地法では、それまでの法律を具体化させつつ簡略化させたことがわかる。出井は、このような○三年土地法の改正にみられる党・政府の具体的なねらいを、土地管理・使用における国家の役割の明確化と土地からの財源確保、土地使用者と国家の法的関係の確立と土

地使用者の権利拡大、国家の土地管理強化、土地使用権証明書交付・登記手続きの簡素化、違反行為に対する罰則規定の設定とその厳格な実施、土地紛争などの解決促進、の六点に要約している。「出井 二〇〇四…一四六〜一五三」。本稿との関連では、土地に対する国家管理および国家と土地使用者との法的関係という点が注目に値する。

(2) 国家の土地管理と農地使用権

まず、国家の土地管理の強化という点についてみてみよう。九三年土地法では、「土地は、国家の統一的管理に基づく全人民所有に属する」とされ、○三年土地法では、これに「国家は所有者の代理」という文言が加えられ、国家の果たす役割を明示しようとしている。さらに、九三年土地法では明瞭ではなかった国家の統一的管理の内容についても、新法では、各項にタイトルを付けてその内容を明記している。

また、単純には比較できないものの、○三年土地法における国家管理に関する項が九三年土地法のそれと比較すると二倍弱になっていることから、少なくとも○三年土地法においてより国家の権利と国家管理を詳細に規定していることがわかる。

これに加えて、国家の土地管理の強化について注目され

ベトナム土地法にみる農地使用権とその特徴（大塚）

る点として、土地使用計画の策定が挙げられる。土地使用計画は前法でも規定されているが、○三年土地法では短期計画、中・長期計画をそれぞれ策定し、さらに行政村レベルでは、土地一筆ずつの使用計画を立案するとされている（二五条など）。

その他、高品質の輸出用米生産を奨励するために設けられた水稻専用栽培地では、非農地への地目変更が制限され、地目変更の際にも、国家機関の許可が必要とされている（七四条など）。ただし、九三年土地法においては、すべての土地の地目変更に関して国家機関の許可が必要とされていたのに対して、新法では水稻専用栽培地など一部の土地を除いて、関係機関に地目変更の届出さえすれば、国家機関の許可を必要としない。したがって、地目変更そのものについては規制が緩和されている。この意味で、水稻専用栽培地をめぐる規定は、地目変更に制限を課すなど管理強化を図る反面、生産保護政策とも理解できる。

次に農地使用権に関してみてみよう。使用できる農地面積の上限は、一年生作物栽培地などについてが前法および○三年土地法ともに三ヘクタール、多年生作物栽培地などについてが、前法では二〇ヘクタールであったのに対して、○三年土地法では平野部が十ヘクタール、平原・山岳部が三〇ヘクタールとなっている。また、○三年土地法では、

多角化経営を目指す場合に使用できる農地の上限面積も取り決められた。

土地使用権の移転については、九三年土地法では、土地使用権の交換、譲渡、賃貸、転賃、相続、抵当、および出資の権利が認められていた。また、使用可能な土地面積の上限を超えた場合に、借地による経営拡大が可能であることも規定されていた¹¹⁾。○三年土地法では、前述のように、土地使用権の交換、譲渡、賃貸、相続、贈与、使用権に基づく抵当や保証、使用権による他の使用者や組織への出資分が可能であること、土地付与面積の上限を超えた場合に、借地による経営の拡大ができることが規定されている。

このことから、○三年土地法においては、稲作や果樹作などを組み合わせて農業経営の多様化を試みる生産者に対しては、事実上使用可能な農地の上限面積を引き上げ、さらなる土地集積を可能にしていることがわかる。また使用可能な土地面積の上限を超える土地需要がある場合には、国家やその他の生産者からの貸与によつて経営面積を拡大できる。これは、党・政府の推奨する農地の交換分合政策とあわせて、農地の流動化がさらに加速する可能性を含んでいる。また、主として宅地や工業用地を前提にしているとはいえ、○三年土地法において、不動産としての土地使用権の価値を明記していることから土地の流動化が加速

する可能性がうかがえる(二章八項)。

以上のように、国家の側からみると、土地に対する権利を明確化することで、土地使用計画などを通じて土地管理を強化しているのに対して、土地使用者の側からみると、土地需要に基づき、経営の拡大、多角化を通じて農地の集積が可能になったことがわかる。

まとめと考察

本稿は、ベトナムにおける土地に関する制度を規定する要素のなかで土地政策および土地法に注目して、共產党・政府の政治的な意図および国家と生産者との関係の特徴を明らかにすることを目的とした。その結果を、まとめると以下の三点に要約できる。

第一に、〇三年土地法は、さまざまな土地問題に対処するために提唱されてきた党・政府の土地政策に基づき成立した。特に、農地に限ってみると、農地の細分化によって農業経営の効率性が低下したこと、土地なし層が顕著に出現しつつあることなどが主要な要因となつて、党・政府の関心が大規模な商品作物生産の奨励、農産物加工業や労働集約型の工業の誘致による雇用の創出に向けられたという背景がある。

第二に、〇三年土地法には、所有主の代理という、国家

の土地に対する権利の明確な主張、およびそれに付随した国家の土地管理の強化がみられる。後者については、具体的には詳細な土地使用計画の立案やその計画の履行、水稲専用栽培地など特定の土地に対する地目変更の規制などが挙げられる。

第三に、〇三年土地法では土地使用者の土地集積がより容易になった。特に、多角化経営を目指す生産者には、前法と比較して、利用可能な農地の上限面積の引き上げが認められた。また、経営拡大を望む生産者に対しても、借地という形式で上限面積を上回る農業経営が認められた。このような土地使用者の使用権移転に関する自由度の増大は、土地使用権の流動化現象の促進という側面も有する。したがって、土地法からみた国家と土地使用者との関係は、全人民所有の土地を介した、所有主の代理(管理者)としての国家と、それを使用・処分できる権利を有する生産者と捉えることができる。

本稿は今後のメコンデルタの地域研究における予備的な考察に位置づけられる。その際の着眼点として、以下の二点が挙げられる。第一に、省および県レベルの地方政府と村落行政との相互の関係が挙げられる。土地法は、中央↓省↓県↓行政村という行政レベル順に段階的に施行されていく。土地法と省―県および行政村というそれぞれのレベ

ベトナム土地法にみる農地使用権とその特徴（大塚）

ルにみる制度のズレに着目することで、それが運用されるプロセスをより具体的に把握できる。第二に、村落レベルの制度運用にみる政治的リーダーシップと地域史的なコンテキストへの着目が挙げられる。たとえば政治的リーダーシップ、特に共産党一党支配という政治体制下でのそれは、現地社会のローカリティを形成していくうえでより強い影響力を及ぼす。

このような点に着目しつつ、〇三年土地法施行にともなつた国家の土地管理の強化や使用権のさらなる流動化という側面がローカルなレベルでどのように取り入れられ、農地をめぐる、人びとが具体的にどのようなように実践しているか、そのプロセスを詳述することを今後の課題としたい。

注

(1) ここでは、農地使用権という用語を、農業のほか、林業や水産養殖業の用地なども含めた意味で用いる。この用語法は、土地法にみられる土地分類を踏襲している。また、土地使用権と記述した場合も、主として農地を念頭に置いている。

(2) 中央執行委員は、各党大会で選出されたメンバーから構成され、中央執行委員会総会を、原則として年二回開催する。第九回党大会で選出された中央執行委員は一五〇名。なお、中央執行委員のなかから政治局員が選出される。第

九回党大会で選出された政治局員は十五名。さらに、政治局のなかから書記局長が互選される。書記局は、第八回党大会で廃止され（新たに政治局常務委員の設置）、第九回党大会で復活した（政治局常務委員会の廃止）。第九回党大会時、書記局長は九名。

(3) 第九回党大会文献 [DCSVN 2001] は、二〇〇〇年四月の第八期第十回中央執行委員会ですべて文書草案の検討が行われ、約一年間かけて作成された。同文献では、地方レベルの党組織で検討された意見も反映された。

(4) 工業化・近代化路線は、すでに第七期党中間大会文献に、その文言が示されている。ただし、ここでは、具体的な方針が示されているわけではない。詳しくは [DCSVN 1994] を参照。

(5) 改革に対する党・政府の積極的評価の例として、一九九三年の第七期党中間大会の開催が挙げられる。同大会は、加速する経済成長なかで、第七回党大会時の目標を上方修正するために開催された。党中間大会が開かれたのは、第一回党大会以降、初めてのことであった。

(6) 土地法には、農地使用権の交付対象として、世帯・個人のほか、組織や外国定住ベトナム人なども含まれる。本稿では、特に断りのない限り、土地ないし農地使用者といった場合、主として世帯・個人を指すことにする。

(7) ここでいう「全人民所有」とは、土地法において解説されていない。一九九二年憲法によると、「集団所有」および「個人所有」と並ぶ所有形態の一つとされる（十五条）。

(8) このほかに転貸権がある。しかし、これは土地を使用する組織の権利として認められており、世帯・個人の権利と

しては明示されていない。

(9) ここで、国家から土地を付与された者と貸与された者の相違を整理すると、貸与された者は、借地料を支払う義務があること、交換、譲渡などの処分権がないことが挙げられよう。

(10) たとえば、アンザン省の一事例では、一九九二年に地籍図の修正作業が行われ、まず、稲作地(二期作地のみ)および畑地の使用権証書を交付した。この交付作業が終了した後、二〇〇一年から宅地の使用権を交付し始めたという。

(11) 転貸権および土地使用権に基づく出賃権は、一九九八年の土地法の補足・修正の際に認められた。ただし、注(8)で述べたように、〇三年土地法では、世帯・個人が転貸権の行使対象者に含まれていない。

(12) このような状況を、かつて筆者は「ドイモイ」と呼ばれる改革開放路線下における、土地使用権に対する市場原理の導入と、社会主義的な土地管理とどう二つの理念的な側面として捉え、また、そのような政策の二面性が局地的な土地投機を生じさせていることを指摘した [Otsuka 2003]。したがって、今回の〇三年土地法によつて、このような政策の二面性がより強化されたとも考えられる。

引用文献

出井富美 (二〇〇四) 『ベトナム農業の国際的な発展戦略と土地政策』(石田・五島編『国際経済参入期のベトナム』アジア経済研究所、一二一〜一六六ページ)。
杉島敬志(一九九九)『土地・身体文化の所有』(杉島敬志編『土地所有の政治史——人類学的視点』風響社、一一〜五二ページ)。

ジ)。

田辺繁治・松田素二編(二〇〇二)『日常の実践のエスノグラフィ——語り・ロジック・アイデンティティ』世界思想社。

ド・セルトール、シシエル(一九八七)『日常の実践のポイエティック』(山田登世子訳) 国文社。

三浦徹ほか編(二〇〇四)『比較史のアジア——所有・契約・市場・公正』東京大学出版会。

村野勉(一九九六)『ベトナム農業の刷新——成果と課題』(竹内・村野編『ベトナムの市場経済化と経済開発』アジア経済研究所、四七〜七四ページ)。

Dang Cong San Viet Nam [DCSVN] (1994) *Van Kien Hoi*

Nghi Dai Bieu Toan Quoc gia Nhiem Ky Khoa 7, Luu Hanh Noi Bo.

Dang Cong San Viet Nam [DCSVN] (2001) *Van Kien Dai Hoi Dai Bieu Toan Quoc Lan thu 9, Ha Noi; Nxb. Chinh Tri Quoc Gia.*

Dang Cong San Viet Nam [DCSVN] (2002) *Cac Nghi Quyet Hoi Nghi Lan the 5 Ban Chap Hanh Trung Uong Khoa 9, Ha Noi; Nxb. Chinh Tri Quoc Gia.*

Dang Cong San Viet Nam [DCSVN] (2006) *Van Kien Dai Hoi Dai Bieu Toan Quoc Lan thu 10, Ha Noi; Nxb. Chinh Tri Quoc Gia.*

Lam Mai Lan (2001) "Land Fragmentation: A Constrains for Vietnamese Agriculture", *Vietnam's Socio-Economic Development*, vol. 26, pp. 73-80.

ベトナム土地法にみる農地使用権とその特徴（大塚）

Otsuka, Naoki (2003) "Land-use Right and its Transfer in Changing Vietnam: A Case Study at Mekong Delta Region", In Hiromitsu Umehara, ed., *Agrarian Transformation and Areal Differentiation in Globalizing Southeast Asia*, Tokyo: Rikkyo University Centre for Asian Area Studies, pp. 118-131.

Pham Huu Nghi (2002) "Ve Thuc Trang Chinh Sach Dat Dai o Viet Nam", *Mha Nuoc va Phap Luat*, So 8 (172), tr. 3-9.

（本学文学研究科地理学専攻博士課程後期課程）